

基準 10 教育情報等の公表

(1) 観点ごとの分析

観点 10-1-①: 大学の目的（学士であれば学部、学科又は課程ごと、大学院過程であれば研究科又は専攻等ごとを含む。）が、適切に公表されるとともに、構成員（教職員及び学生）に周知されているか。

【観点到係る状況】

大学公式 web サイトで公表しているほか、学内構成員には学生便覧への掲載及び配布で周知を図っている。

(掲載ページ) <http://www.gchs.ac.jp/about-univ/outline/philosophy>

【分析結果とその根拠理由】

学内外へ適切に公表・周知している。

観点 10-1-②: 入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針が適切に公表、周知されているか。

【観点到係る状況】

大学公式 web サイトで公表しているほか、入学者受入方針については学生募集要項、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針についてはシラバスへの記載・配布によって周知している。

(掲載ページ)

・入学者受入方針

<http://www.gchs.ac.jp/about-univ/outline/admissionpolicy>

・教育課程について

<http://www.gchs.ac.jp/faculty/nursing/feature-nur> (看護学部)

<http://www.gchs.ac.jp/faculty/radiation/feature-rad> (診療放射線学部)

http://www.gchs.ac.jp/graduateschool/of_nursing/feature-nurs (看護学研究科)

http://www.gchs.ac.jp/graduateschool/of_medicalradiation/feature-rad (診療放射線学科研究科)

・学位授与方針

<http://www.gchs.ac.jp/study/education/toguide>

【分析結果とその根拠理由】

学内外へ適切に公表・周知している。

観点10-1-③: 教育研究活動等についての情報(学校教育法施行規則第172条の2に規定される事項を含む。)が公表されているか。

【観点に係る状況】

学校教育法規則で規定されている事項について、「教育情報の公表」と題して大学公式 web サイトで公表している。トップページにバナーを設置し、閲覧者の目に触れやすいようにしている。

(掲載ページ) <http://www.gchs.ac.jp/about-univ/outline/kyouikujouhounokouhyou>

平成 24 年度は、本学教員の研究成果等を発信するため、本学のリポジトリ運用指針を策定した。また、大学公式 web サイト大学附属図書館のトップページに、群馬県地域共同リポジトリAKAGI (Academic Knowledge Archives of Gunma Institutes) のバナーを設置し、教員の学術論文を公開した。その結果、半年で約 9000 回のダウンロード数を確認している。

(掲載ページ) <http://gchs.opac.jp>

【分析結果とその根拠理由】

教育情報の公表は適切になされている。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

群馬県地域共同リポジトリを通して、本学教員の研究情報を発信した。

【改善を要する点】

リポジトリを活用した学術情報の発信を積極的に行う必要がある。